

設計書情報提供実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、滋賀県土木交通部が発注する建設工事および建設コンサルタント業務委託等（以下、「建設工事等」という。）の設計積算に関する文書に関して、滋賀県情報公開条例第31条に基づく情報提供を実施するにあたり、必要となる事項を定めることを目的とする。

(情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象とする文書は、建設工事等の入札に際し、予定価格を決定するために作成する仕様書、設計書等の設計積算に関する文書のうち、鑑、事業費総括表、内訳書、諸経費、単価表により構成される文書（以下、「設計書」という。）とする。ただし、建築にかかる工事および業務委託の設計書は除く。また、対象設計書は下記の要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 当該設計書の契約日から90日を経過していること
- (2) 滋賀県情報公開条例第6条のいずれかの号に該当する非公開情報を含まないこと

(情報提供の実施機関)

第3条 情報提供を実施する機関は、情報提供の対象となる設計書を所管する滋賀県土木交通部の各機関（以下、「実施機関」という。）とする。

(情報提供の申請)

第4条 情報提供の申請は、情報提供を依頼する者（以下、「依頼者」という。）が、対象とする設計書を所管する実施機関に対し、設計書情報提供依頼書（様式第1号）を直接持参するか、もしくは郵送、FAX、しがネット受付サービスのいずれかの方法により提出することにより行うものとする。

(情報提供の実施通知)

第5条 実施機関は、設計書情報提供依頼書を受理した日から15日以内に、設計書情報提供通知書（様式第2号）により、依頼者に情報提供を行う旨を通知しなければならない。

(情報提供の方法)

第6条 情報提供の方法は、対象となる設計書を所管する実施機関において閲覧に付すか、または、写しの交付によるものとする。閲覧による場合は、閲覧場所および閲覧日時を設計書情報提供通知書により通知するものとする。写しの交付による場合は、写しの交付に必要な費用を徴収した後に、手交または郵送により行うものとする。

(情報提供の費用負担)

第7条 依頼者は、情報提供にかかる費用を負担しなければならない。費用の負担は、滋賀県が定める情報公開の事務取扱要領によるものとする。

(情報提供不可の場合の取扱い)

第8条 本要領第2条に定める要件を満たさない場合、または、該当する設計書が不存在等の理由により情報提供ができない場合は、実施機関は依頼者に対して、設計書情報提供不可通知書（様式第3号）により情報提供ができない旨を通知するものとする。

(補 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、設計書の情報提供に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

設計書情報提供依頼書

平成 年 月 日

滋賀県知事 様

(対象設計書を所管する部署に提出してください)

(依頼者)

住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 (— —)

法人その他の団体の場合の担当者の氏名 ()

次のとおり情報提供を依頼します。

1 名称 (年度・番号・工事等名)	
2 情報提供の方法の区分 (希望する方法を○で囲んでください。)	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (送付の希望 有・無)
※ 備考欄 (県記入欄)	

- 注1 写しの交付に際してはコピー代が必要になります。
2 送付を希望される場合は、送料を負担いただきます。
3 ※の欄は、記入しないでください。

設計書情報提供通知書

平成 年(年) 月 日

様

所属長

情報提供依頼のあった設計書について、下記のとおり情報提供しますので通知します。

1 依頼のあった設計書の名称			
2 依頼のあった日	平成 年 月 日		
3 情報提供の方法・日時・場所	方 法	閲 覧	写しの交付
	日 時	平成 年 月 日 午前 時 分より 午後	複写料等受領後
	場 所		—
4 担当部署 (情報提供実施機関)	電話番号	— —	内線

注1 指定された閲覧の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当部署まで連絡してください。

2 来庁して設計書を閲覧する際には、この通知書を提示してください。

設計書情報提供不可通知書

平成 年(年) 月 日

様

所属長

情報提供依頼のあった下記の設計書について、情報提供できないため通知します。

1 依頼のあった設計書の名称	
2 依頼のあった日	平成 年 月 日
3 情報提供不可の理由	
4 担当部署 (情報提供実施機関)	電話番号 — — 内線

注1 情報提供不可の場合であっても、滋賀県情報公開条例に基づく公文書公開請求により、公文書の一部公開が可能となる場合があります。詳しくは、上記4に示す担当部署までご相談ください。